

---

## 賃金の口座振込みに「資金移動業者」も参入可能に

---

### 厚生労働省～出金保証制度など創設 ～コード決済 ～ 2020/9/11

現行の労働基準法施行規則では、使用者は労働者の同意を得た場合、その労働者が指定する銀行その他の金融機関への口座振込みにより賃金支払いができるが、「資金移動業者」は対象外となっている。

・政府は令和2年7月に閣議決定した「成長戦略フォローアップ」では、賃金の資金移動業者の口座への支払いについて、現金化などにおいて確実性が図られる必要があり、業者が破綻した場合の保証制度などを整備すべきであると提言している。

・資金移動業者も対象に加えるべきとの方針を示していたため、業者が破綻した場合の保証制度の創設などに向け賃金の通貨払い原則や労働者保護の観点からも考慮すべき点などの議論を開始した。早期に制度化を図る意向である。

・厚生労働省では、「資金移動業者」も口座への賃金振込みを可能とするため、確実な資金保全と換金性の確保などを中心に、具体的な検討に入った。

・近年、デジタル技術の進展により、QRコードなどを用いた資金移動が拡大している。100万円以下の為替取引（送金業務）を業とする資金移動業者は資金決済法に基づき事前に内閣総理大臣による登録を受けなければならない。

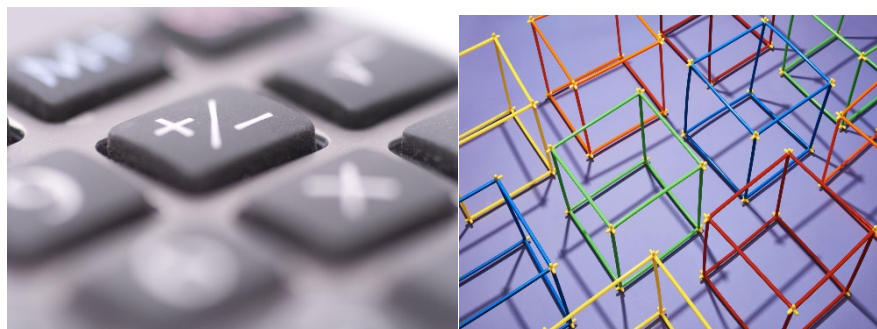


・資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる資金保全保証制度の仕組みの整備、換金性についても、資金移動業者の口座に賃金が支払われた場合の現金化（出金）のあり方などを議論するとしている。

・公取委は、「新たなテクノロジーに基づく新規参入は、事業者間の競争を活性化し、利用者の選択肢の増加、利便性の向上、利用価格の低下につながる」としている。

・金融庁の統計によると、資金移動業者が取扱った送金額は、1万円以下の少額なものが多いが年々増加傾向を示しており、18年には1兆3000億円を超えているという。

今後、労使の関係団体との協議を経て、20年度中のできるだけ早い時期に制度化を図る見通しとなっている。



■ (2020/09/11/ 社会保険労務士 小山労務管理事務所)